社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会顕彰規程

（昭和５７年５月２０日
綾社協規程第１１号）

制　定　昭和 57 年 5 月 20 日綾社協規程第 11 号
改　正　昭和 61 年 4 月 1 日　平成 3 年 12 月 25 日
平成 6 年 8 月 1 日　平成 8 年 10 月 17 日
平成 13 年 12 月 25 日　平成 16 年 5 月 28 日
平成 17 年 11 月 21 日　平成 19 年 5 月 22 日
平成 23 年 8 月 24 日

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉に功労のあった者及び社会福祉活動に協力した者に対し、会長が表彰又は感謝の意を表してその功をたたえ労をねぎらい、もって事業の進展に資することを目的とする。

（顕彰の定義）

第２条　本規程でいう顕彰とは、表彰及び感謝をいう。

（表彰及び感謝の対象）

第３条　表彰及び感謝は、毎年７月１日を基準日として、別に定めるところにより社会福祉向上に功労又は功績のあった者に対して行う。

２　前項の規定に定める者のほか、本会の事業の推進に寄与した者については、会長が別途感謝の意を表することができる。

（推薦の方法）

第４条　顕彰候補者の推薦は、所属団体長、施設長及び会長が行う。

（顕彰の方法）

第５条　顕彰は、原則として毎年社会福祉大会においてこれを行う。

（顕彰者の決定）

第６条　顕彰者の決定は、理事会において審査のうえこれを行う。

２　前項の規定にかかわらず、第３条第２項に該当する者について、会長が特に認めた場合は、会長決裁により決定することができる。

３　前項により決定した場合は、会長は遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、昭和５７年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３年１２月２５日から施行する。

附　則

この規程は、平成６年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成８年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１４年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年９月１日から施行する。